

老後生活への備えは十分ですか！？

## メリットがたくさんある「農業者年金」で、安心して豊かな老後を！

### 1 農業者なら広く加入でき、少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金

- ◆ 加入資格は、20歳以上65歳未満の国民年金第1号被保険者(保険料免除者を除く。ただし、60歳以上の場合は、国民年金任意加入被保険者)で、年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。
- ◆ 途中脱退、再加入もできます。(脱退一時金ではなく、将来、年金として受け取れます。)
- ◆ 加入者の積み立てた保険料とその運用益を合わせた額(年金給付原資)により、将来受け取れる年金額が事後的に決まる確定拠出型の積立方式を採用しています。

### 2 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められる終身年金

- ◆ 通常加入の場合、保険料は月2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)～6万7千円の間で、千円単位で自由に決められ、加入後でも、いつでも見直しできます。
- ◆ 翌年度分の保険料を一括して支払う「前納制度」の仕組みもあります。
- ◆ 加入者全員が受け取る「農業者老齢年金」は、裁定された年金額を終身(生涯)受け取ることができ、ずっと一定の収入が確保されます。(自己都合により60歳から繰り上げ受給することもできます。)
- ◆ 80歳到達月前に亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳到達月までに受け取る予定だった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

### 3 税制面で大きな優遇措置

- ◆ 支払った保険料は、ご家族の分を含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税・復興特別所得税の節税につながります。
- ◆ 将来受け取る農業者年金は、公的年金控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金の合計額が110万円(他の合計所得が1千万円以下の場合)までは全額控除されます。
- ◆ 被保険者又は受給者が死亡した場合に遺族に支給される死亡一時金も非課税となります。

### 4 一定要件を満たす方は、保険料の国庫補助

- ◆ 青色申告をしている認定農業者、家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など、一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助があり、農地等の経営継承により、65歳以降特別付加年金として受給できます。

購読してみませんか？

### ～農地を守り、農業の担い手を応援する新聞～

全国農業新聞 2024年(令和6)10月18日(金) 第8号

災害ボランティア、支援先の家族と結ばれ就農  
子どもに食べさせたい  
安全・安心なわが作物

落田さん 京都から陸前高田市に移住

週刊  
月4回金曜日発行  
月額900円  
(送料・税込)

農業者の公的代表的機関である農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。

月1回の岩手版では、本市をはじめ、県内の事務局職員が、担い手や身近な出来事を農業者の視点で取材し、執筆しています。

農業者年金、全国農業新聞の問合せは、お近くの農業委員、推進委員、農業委員会事務局へ

## 陸前高田市農業委員会

陸前高田市高田町字下和野100番地 電話 0192-54-2111

#### 【農業委員】

会長 戸羽 正光(小友町)  
 会長職務代理者 鈴木 桂子(米崎町)  
 委員 菅野 房雄(矢作町) 村上 文子(矢作町)  
 村上 伸一(矢作町) 白川 周一(横田町)  
 板 林 実(竹駒町) 近江 雅喜(気仙町)  
 菅野 富雄(気仙町) 新沼 信秋(高田町)  
 菅野 敏(広田町)

#### 【農地利用最適化推進委員】

佐藤 正康(矢作町) 佐々木 稔(矢作町)  
 小野寺 力(矢作町) 松田 邦子(横田町)  
 吉田 昭太郎(竹駒町) 村上 信幸(気仙町)  
 村上 修一(気仙町) 熊谷 則男(高田町)  
 熊谷 健司(米崎町) 村上 強(小友町)  
 吉田 司(広田町)



りくぜんたかた

各戸1枚ずつお取りください

# 農業委員会だより

令和8年2月18日発行 ○編集・発行 陸前高田市農業委員会 ☎0192-54-2111



農地パトロール出発式(令和7年7月14日)

## 農業委員会は、農業者の公的代表的機関です

陸前高田市農業委員会は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員11名で活動しています。農地法等に基づく業務に加え、農地利用の最適化に取り組んでいます。

- 地域農業の振興  
行政機関等への提案や地域計画の推進、農地の有効利用の検討など
- 農地法等の農地行政の執行  
農地権利移動の許可など、農地法に基づく法令業務の執行
- 農業施策の普及推進  
認定農業者、新規就農者等の経営体への集積・集約の推進
- 遊休農地の発生防止・解消活動  
農地所有者の意向確認や情報提供、農地パトロール

### ご挨拶

陸前高田市農業委員会  
会長 戸羽 正光



日頃より、陸前高田市農業委員会の活動に対し、深いご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。本市を取り巻く環境は、気候変動の影響、担い手の高齢化、後継者・新規参入者不足、鳥獣被害、作付けされない農地の増加など、多くの課題を抱える一方、将来を見据えた地域農業の再構築が強く求められています。こうした中、地域の話し合いを基に策定さ

れた地域計画を、より実効性の高いものとするため、ブラッシュアップを着実に進めていくことが重要となっています。

農業委員並びに農地利用最適化推進委員は、地域に足を運び、農業者一人ひとりの声に耳を傾けながら、農地の集積・集約化や担い手支援に懸命に取り組んでいます。その地道な活動こそが、地域農業の将来を支える力であると確信しております。

今後も関係機関と連携し、地域に根ざした農業の持続的発展に向け、委員一丸となって努めてまいりますので、引き続き皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

## 農地の売買（贈与）、貸借、農地以外への転用は、農業委員会の許可が必要です

### ●農地の売買、贈与、貸借【農地法第3条許可】

耕作目的での貸借や売買、贈与の場合は、「農地法第3条」の許可を受けなければなりません。

### ●農地以外への転用【農地法第4条、第5条許可】

自らが所有する農地を、農地以外の用途で使用する場合には「農地法第4条」の許可、自己所有地以外の農地を、住宅建築や駐車場、資材置場など農地以外に使用する場合には、転用と権利の移転（又は設定）を同時に行う「農地法第5条」の許可を受けなければなりません。また、転用事業完了まで、定期的に事業の進捗状況を報告する必要があります。**永久転用については、工事完了後、必ず地目変更登記を行ってください。**

なお、農業振興地域内の農用地（青地）は、農用地利用計画の変更申出を行い、農用地区域から除外したうえで、農地法第4条又は第5条許可申請を行う必要があります。事前に市農林課に確認し、ご相談ください。

#### ■一時的な転用も許可が必要

資材置場や工事等に伴う仮設事務所など、一時的に使用する場合でも「一時転用許可」が必要です。**一時転用は、農地に復元することが許可の条件**となります。農地かどうか現状で判断せず、必ず公簿等により、登記地目を確認してください。

#### ■転用許可ができない場合

①具体的な転用計画がないもの、②資金計画の裏付けのないもの、③農業上の利用に支障があると判断されるものなどは、転用許可ができません。許可を受けずに農地を転用した際の処分も強化されています。

### ●申請受付は毎月10日締め切り

総会に附議すべき案件の申請期限は、毎月10日（休日の場合は、次の平日）です。なお、締切日や総会の日程について、市の公式ホームページにも掲載しています。

申請から許可までは約1ヶ月半程度ですが、案件によっては、県や国からの意見聴取が必要となる場合がありますので、さらに期間を要します。事前に市農業委員会事務局に相談をお願いします。

### ●農地を相続した場合の届出

令和6年4月から相続登記が義務化され、相続したことを知った日から3年以内に登記しなければなりません。農地の権利を相続などで取得したときは、おおむね10ヶ月以内に農業委員会への届出が必要です。届出の際、農地の現況、貸借の希望の有無などをお聞きます。

なお、農業上の適正かつ効率的な利用を確保するため、適切な管理（草刈り）をお願いします。

### ●農地の形状変更の届出

農地を耕作しやすくするために形状変更（田から畑にするための盛土等）をする場合は、事前に「農地改良届出書」を提出してください。届出書には、隣接土地所有者の同意書や工事施工業者の誓約書、横断断面図などの添付が必要です。提出書類に基づき農業委員が現地調査を実施します。

工事に着手する前に、お近くの農業委員・推進委員、農業委員会事務局にご相談ください。

### ●農地賃借料情報（実勢の単価）

令和7年1月から12月までの農地法第3条許可及び農地中間管理事業に基づく賃借料の実勢単価は次のとおりです。なお、令和8年度の農業労賃参考額については、令和8年4月にお知らせする予定です。

	【年額/10a当たり】				【参考】 使用貸借 (無償)
	平均額※	最高額	最低額	筆数	
田	3,013 円	9,626 円	3,000 円	342 筆	52 筆
普通畑	5,059 円	7,497 円	3,000 円	22 筆	25 筆
畑(果樹)	- 円	- 円	- 円	- 筆	- 筆

※平均額は、最大値・最小値を除き、筆数で除した額



小友町の千町田

## 農地は適切に管理しましょう

農地は、食料生産だけでなく、美しい農村空間の形成や洪水防止などの多面的な機能を有し、人々の暮らしと命を支える重要な資源です。農地法第2条には、所有者や権利者の適正かつ効率的な利用の確保に関する責務規定もあります。

管理されていない農地は、病虫害の発生原因になったり、有害鳥獣の餌場・隠場になったり、周辺で耕作している農地へ悪影響を及ぼします。また、火災やゴミの不法投棄、見通しが悪くなることで、通行に支障が出るなど、安全面での悪影響も懸念されます。

周辺環境への配慮として、定期的な草刈りを行うなど、適切に保安全管理し、農地を守りましょう。

## 農地パトロールを実施しています

農業委員会では、毎月の現地調査のほか、農地の利用状況の確認や、違反転用の防止・早期発見のため、農地パトロールを実施しています。

農地へ立ち入ったり、農業上の利用意向について、確認させていただく場合がありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。（身分証明書を所持しています。）



現地調査



利用状況の視察

耕作者との意見交換

啓発・普及推進活動

農地パトロール出発式（利用状況の視察や「農地の日」啓発活動、全国農業新聞・農業者年金の普及推進活動を実施）



沿岸地区ブロック別研修会

令和7年度岩手県農業委員会大会

けせん地方就農相談会

資質向上のため研修会に参加

特別講演を聴講

新規就農希望者の相談対応

### ■有害獣の出没にご注意ください。

市内でもクマやイノシシの出没が増えています。ご注意ください。

- 1 ラジオなど音の出るものを携帯して、自分の存在をアピールする。
- 2 クマ出没情報に留意し、行動が活発になる早朝、夕方の作業時には周囲に気を配る。
- 3 頻繁にクマが出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避ける。

### ■誘引物は適切に管理しましょう。

- 1 生ゴミや野菜などの収穫残さ等は、適切に処理する。
- 2 果樹の収穫後は、果実を放置せず適切に除去する。
- 3 倉庫や物置はきちんと施錠する。

